

めざします。鈴鹿・亀山の地域企業の繁栄と社会への貢献

夏

2020

No.15

# すずかめ

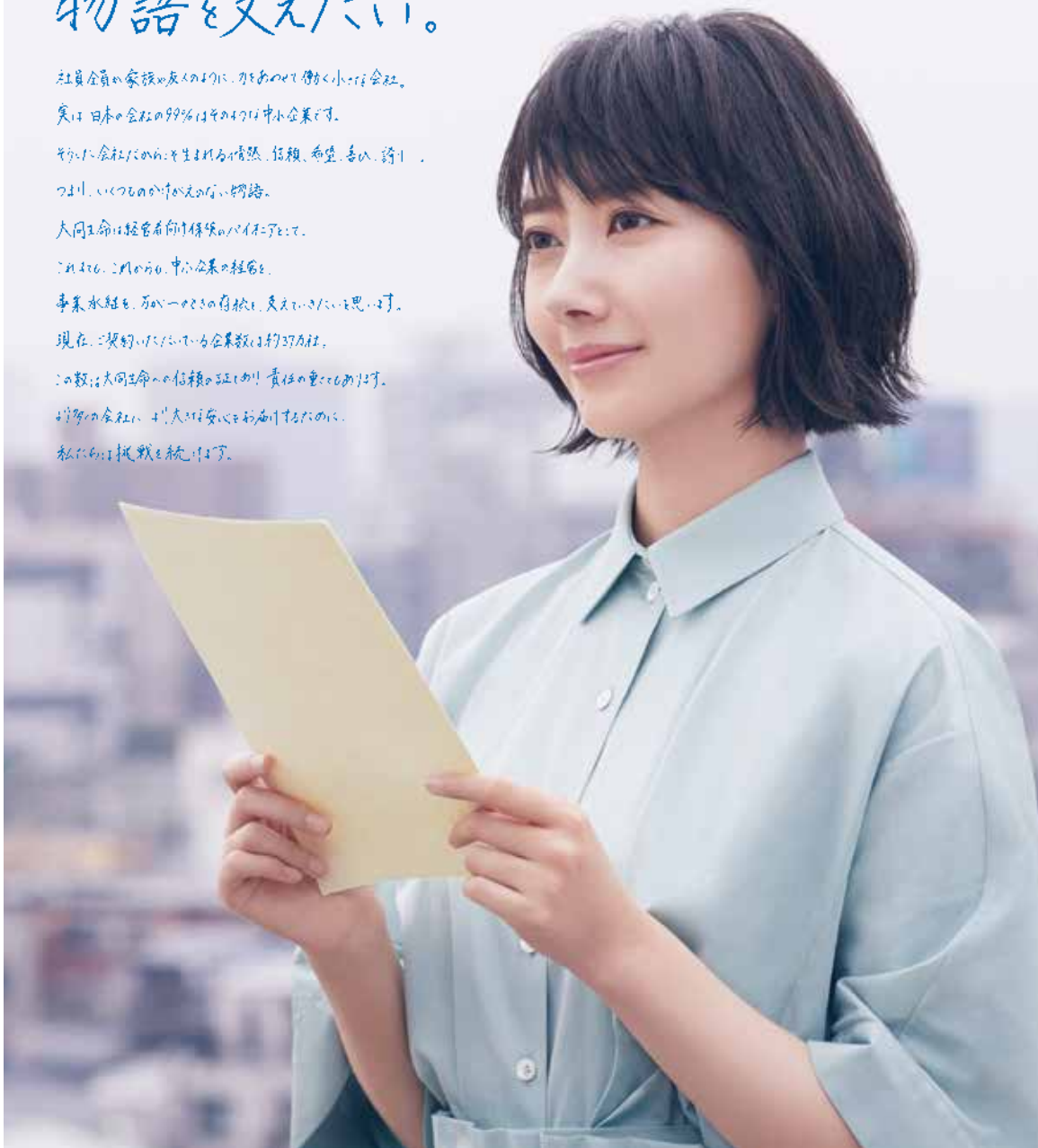
鈴鹿税務署長ごあいさつ  
各部会活動報告


公益 鈴鹿法人会  
社団法人

# SuzukaKame

# かけがえのない 物語を支えたい。

社員全員の家族の安心のために、かまわないで働く小・中企業。  
実は日本の会社の99%はそれだけの中企業です。  
それぞれの会社で生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り。  
つまり、いくつものかけがえのない物語。  
大同生命は経営者向け保険のバイブルとして、  
これら、これらの中企業の経営者、  
事業承継も万が一の時の相続も支えたいと思います。  
現在に契約したばかりの中企業数は約37万社。  
この数は大同生命への信頼の証しであり責任の重さでもあります。  
皆様の会社は、一人一人安心とお届けするために、  
私たちの挑戦を続けます。



37万社の中小企業を支える責任。  大同生命

三重支社/三重県四日市市鶴の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F) TEL 059-352-2046

## 目次

- |                     |                           |                |
|---------------------|---------------------------|----------------|
| 1 会長あいさつ            | 9 令和2年度 収支予算書             | 23 食育レシピ、パズル数独 |
| 2 鈴鹿税務署・着任ごあいさつ     | 10 令和元年度 正味財産増減計算書        | 24 三重県警察コーナー   |
| 4 第8回 定時総会          | 11 令和3年度 税制改正要望事項         | 25 大同生命        |
| 5 三重県法人会連合会第8回 通常総会 | 15 税務コーナー                 | 26 AIG         |
| 6 青年部会だより           | 18 エッセイ・わがまちウォーク 街角ウォッチング | 27 アフラック       |
| 7 女性部会だより           | 20 歴史・名所・史跡               | 28 会員の皆様へ・編集後記 |
| 8 令和2年度 事業計画        | 22 新モータースポーツから学ぶ          |                |

# 会長あいさつ



公益社団法人 鈴鹿法人会  
会長 岡田 信春

公益社団法人鈴鹿法人会広報誌「すずかめ第15号」の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、常日頃から鈴鹿法人会の事業活動につきまして、深いご理解とご協力を賜りこの場をお借りして心から厚くお礼申し上げます。

さて、皆様も大変ご苦労されている新型コロナウイルス感染症についてですが、鈴鹿法人会におきましても「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、本年3月以降の各種会議、イベント等の開催について対応しているところです。

第8回定時総会は規模縮小にて開催、理事会は書面決議としましたが各委員会、青年部会の「親子バスツアー」、女性部会の「夏休み親子映画会」は中止としました。

また、三重県連主催で当会が開催担当であった「三重県法人会連合会女性部会連絡協議会情報交換会」及び全国法人会総連合主催の「第37回法人会全国大会（岩手）」、「第34回全国青年の集い（島根）」、「第15回全国女性フォーラム（愛媛）」も中止が決定しました。

新型コロナウイルス感染症について緊急事態宣言は解除されたものの、今後、第二波、第三波の感染拡大が発生するのではと危惧されていますがこのまま収束にむかい、当会がこれから予定している「親子税金クイズと映画鑑賞会」、「租税教室」等さまざまな『税に関する活動』及び『地域貢献活動』についてはぜひとも開催ができることを願っているところです。

このような厳しい時代背景の中でこそ、鈴鹿法人会は今後も役員・職員一同、一致団結し当会の発展のために努力し、活動していく所存でございます。

皆様方の積極的なご協力とご支援を今後ともよろしくお願いいたします。

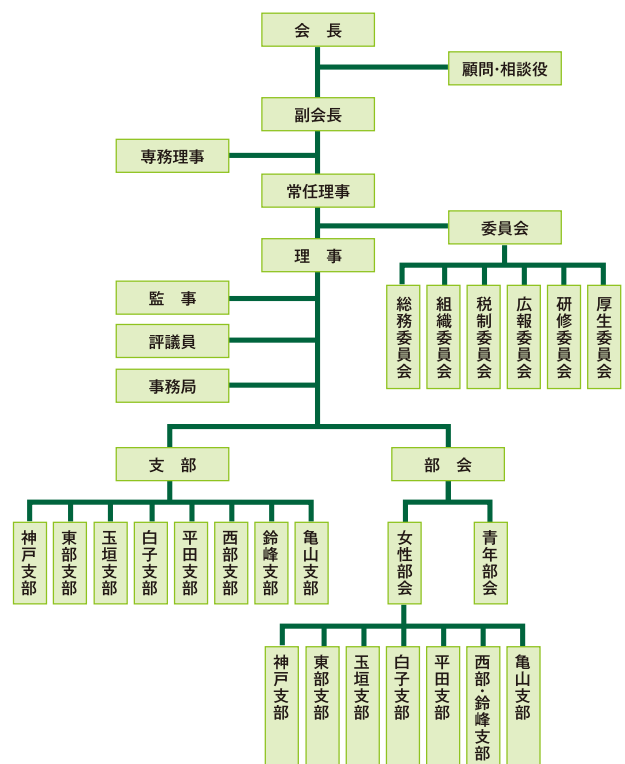
最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

## 会長・副会長及び常任理事・監事名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	法人名
会長	岡田 信春	三惠工業(株)
直前会長	田中 彩子	(医)誠仁会
副会長	近藤 博信	(有)鈴鹿ポーター
	樋口 勝幸	(株)葵
	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
総務委員長	阪田 朋成	(株)サカタ
組織委員長	向井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
税制委員長	森 通人	(有)マイドソフト
広報委員長	安田 克志	(株)ADI
研修委員長	村上 道哉	三重工熱(株)
厚生委員長	渡邊 孝明	(株)ナベカ
神戸支部長	岡村 信之	(株)オカトモ
東部支部長	井上 準二	峰徳運輸(株)
玉垣支部長	西口 直人	西口建工(株)
白子支部長	東口 大介	ブラウン開発(株)
平田支部長	西村 善行	鈴鹿インター(株)
西部支部長	永戸 秀樹	サンモーター(株)
鈴峰支部長	濱本 隆弘	(有)浜本鋳金工業所
亀山支部長	服部 昌弘	(株)服部工務店
青年部会長	佐藤 左恭	(株)サトウ土地開発
女性部会長	倉田 澄子	クラタ自販(株)
専務理事	近藤 悟	(公社)鈴鹿法人会
監事	北川 亨	(株)安全
	吉澤 茂	(株)ヨシザワ

鈴鹿法人会組織図



## 着任ごあいさつ

鈴鹿税務署長 木下 純



公益社団法人鈴鹿法人会の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。私は、この度の人事異動により、名古屋国税局調査部調査第一部門統括国税調査官から鈴鹿税務署長を拝命いたしました木下でございます。前任の岩本署長同様よろしくお願い申し上げます。

私にとりまして、鈴鹿税務署は、31年ぶり2回目の勤務となります。思い出の鈴鹿の地で、署長として仕事ができますことを大変光栄に存じております。

さて、公益社団法人鈴鹿法人会は、「良き経営者を目指すものの団体」として、納税意識の高揚を図るための各種研修会を開催されるとともに、「親子税金クイズ」や「租税教室への講師派遣」などの事業を通じて積極的に租税教育に取り組まれるなど、企業及び社会の健全な発展に多大な貢献をされていると伺っております。

また、去年の10月には法人会全国大会が三重で開催され、本会をはじめ女性部会並びに青年部会の皆様方が団結し、一丸となられて取り組まれたアトラクションなどは、大いに盛り上がり、素晴らしい内容だったとも伺っております。

これもひとえに、岡田会長をはじめ役員の皆様のご献身的なご努力と溢れんばかりの熱意、そして会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であると深く敬意と感謝を表する次第であります。

税務署におきましては、引き続き「納税者サービスの向上」と「適正・公平な課税の実現」という使命を果たすとともに、e-Taxの利用促進や租税教育の推進、税知識の普及などに関して、法人会の皆様との連携・協調を図っていきたいと考えております。

会員の皆様には、今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。

## ごあいさつ

法人課税第一部門  
統括国税調査官 野田 孝一



初めての三重県勤務となります。一日も早く管内の状況を把握し、皆様のお役に立てるよう精一杯努めてまいりたいと思います。不慣れな点も何かとありますが、よろしく願います。

## 鈴鹿税務署定期人事異動

(令和2年7月10日付発令 法人課税職員分)

### 《転出の部》(署内異動含む)

氏名	旧職名		新職名		
岩本 裕道	署長		局 課税第一部	資料調査第一課	課長
松見 一平	法人課税第一部門	統括国税調査官	四日市	法人課税第一部門	統括国税調査官
山本 昌輝	法人課税第一部門	上席国税調査官	桑名	法人課税第一部門	上席国税調査官
菅谷 望	法人課税第一部門	国税調査官	鈴鹿	管理運営第一部門	国税調査官
廣岡 辰文	法人課税第二部門	統括国税調査官	鳥田	法人課税第一部門	統括国税調査官
肥後 和哉	法人課税第二部門	上席国税調査官	上野	法人課税部門	上席国税調査官
西川 裕介	法人課税第二部門	国税調査官	静岡	法人課税第七部門	国税調査官

### 《転入の部》

氏名	新職名		旧職名		
木下 純	署長		局 調査部	調査第一部門	統括国税調査官
野田 孝一	法人課税第一部門	統括国税調査官	局 査察部	査察総括第二課	査察国際専門官
吉田 康博	法人課税第二部門	統括国税調査官	名古屋中	特別国税調査官(総合)	連絡調整官
若杉 伸治	法人課税第二部門	上席国税調査官	松阪	法人課税第一部門	上席国税調査官
村上 卓	法人課税第二部門	国税調査官	伊勢	法人課税第二部門	国税調査官
大谷 康介	法人課税第二部門	事務官	鈴鹿	管理運営第一部門	事務官
多田 栄司	法人課税第二部門	事務官			

# 第8回 定時総会

(令和2年5月22日 事務局会議室にて)

コロナウイルス感染症の拡大に伴い、規模を大幅に縮小して開催しました。

なお、会員企業の優良従業員の方々に、表彰状と記念品をお届けしました。



## 令和2年度 優良従業員表彰

～ ご受賞おめでとうございます ～

優良従業員表彰			
(順不同・敬称略)			
三重コンドー株式会社	大杉 昌宏	マルサ運送株式会社	南端 文子
三重コンドー株式会社	田中 茂	医療法人誠仁会	原田 契子
三重コンドー株式会社	谷中 和也	医療法人誠仁会	末吉 芳子
社会福祉法人けやき福祉会	駒田 裕美	株式会社ホンダ四輪販売三重北	椎葉 将
社会福祉法人けやき福祉会	荒川 泉	株式会社トピア	矢野 健一
株式会社ツーワン	中西 旭	株式会社トピア	澤村 慶紀
鈴鹿インター株式会社	玉田 博隆	東海罐詰株式会社	井上 忠則
鈴鹿インター株式会社	伊藤 光男		

ホームページにて情報公開

<http://suzuka-hojinkai.jp>

鈴鹿法人会

検索

よき経営者をめざす団体

公益社団法人  
鈴鹿法人会

# 一般社団法人 三重県法人会連合会 第8回通常総会

総会の決議の省略及び総会への報告の省略により書面をもって議案のすべてが可決・承認されました。  
なお、以下の方々が表彰規定により各賞を受賞されました。

## || 受賞者の方々 ||

公益財団法人 全国法人会総連合会長表彰  
【単位会功労者】



監事 北川 亨 殿



監事 吉澤 茂 殿

一般社団法人 三重県法人会連合会会長表彰  
【役員功労】



理事 安田 克志 殿



理事 寺川 浩二 殿

法人会女性部会

### いちごプロジェクト

ピーク時間の  
使用電力削減をめざします！  
**無理なく節電**

お年寄りやお子様は熱中症に気をつけて！



部会長  
あいさつ



青年部会長 佐藤 左恭

法人会の基本方針は「法人会はよき経営者をめざすものの団体として 会員の積極的な自己啓発を支援し、

納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。」とあります。青年部会はこの基本理念のもと昨年

- ・全会員が主役
- ・長所を活かし合う
- ・刺激しあう仲間

をスローガンに会員相互の友情を深め、さらに「FUN!FUN!FAN!」自ら楽しみ、他人のために楽しいことをし、自分のファンにする3Fを合言葉に企画運営をしております。

会員の皆様におかれましては深いご理解・ご尽力を賜る事になりますがよろしくお願い申し上げます。

租税教室

2019年も女性部、高田短大、鈴鹿税務署の皆様のお力添えをいただきながら鈴鹿・亀山市内17の小学校で「租税教室」を合計24教室開催しました。2019年10月に消費税が10%へ増税されるとともに「消費税の軽減税率制度」も実施され、小学生にとって身近な「消費税」をテーマとした租税教室の内容が刷新されるのかという不安の中のスタートでした。しかし、鈴鹿法人会は税制の変化に負ける軟弱な組織ではありませんでした。

女性部の皆様は、今年も鈴鹿市、亀山市と広範囲をカバーいただき、女性部らしい華やぐ租税教室を安定的に開催いただきました。また、単年度の開催に終わらず、新たな講師養成も積極的に取り組んでいただき



租税教室をSDGsにふさわしい持続可能な取り組みへと進化させていただいております。

ります。そして高田短大生が講師を務める租税教室においても多くの児童、先生方から「楽しかった」「勉強になった」という感想をいただける素晴らしい教室となりました。講師を務めた高田短大生からも「税金について能動的に考えるきっかけとなった。」と聞いております。

青年部独自の取り組みは、2018年度にドラフト版で開催した音と画像、クイズを駆使し児童の五感に訴えかける佐藤部会長肝いりの「双方向参加型の租税教室」が2019年度にバージョンアップ、完成版を鈴鹿市内の小学校で開催しました。

これまでの租税教室は、完成度も高く児童や教職員から長きにわたり高評価をいただいています。しかし、講義と映像で税の知識を発信する形で、や



や一方通行的で受動的な教室であることは否



めません。佐藤部会長発案の新しい租税教室は、音と画像、身近なクイズを多数織り交ぜたパワーポイントによるスライド形式へとバージョンアップさせ、一方通行で受動的とならないように教室の後半にグループディスカッションの時間を設け能動的な教室を実現したものです。

手前味噌ながら、児童や教職員の皆様からの評価は非常に高く、音や画像、クイズを多用し飽きることなく税のことを学ぶ点、税の知識を習得した後に「1億円の税金を学校のために何に使うか」という税金を配分する立場で税に対する意識を高揚できた点についてお褒めの言葉を多くいただきました。

新型コロナウイルス感染症予防で租税教室の実施方法やあり方も変化していくことが予想されますが、変化をチャンスと捉えることで時代と環境に応じた持続可能な租税教室を開催していきます。今後とも変わらぬお力添えをよろしくお願い申し上げます。

(税制委員長 久畑吉宣)



部会長  
あいさつ



法人会女性部会員の皆様には、ご協力とご支援を賜り感謝申し上げます。

公益社団法人として 女性部会長 倉田 澄子 での活動も定着して参りました。

基本的指針である「税に関する活動」及び「地域社会貢献活動」に取り組み、A(明るく)T(楽しく)M(前向き)で、女性ならではの活動に磨きをかけて、飛躍し会員一丸となり、親会様や青年部会様との連携を大切に、助け合うことで正しい税知識を学んで、お伝えできるように取り組んで参りたいと思います。

今年初めに、新型コロナウイルス感染症が発生し、先が全く見えない状態です。法人会の会議・行事が現在のところすべて中止又は延期になっておりますので、例年通りの活動ができない場合があると思います。

会員の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

女性部会 総務委員会 委員名簿

役職	氏名	法人名
部会長	倉田 澄子	クラタ自販(株)
直前部会長	吉澤 時子	(株)ヨシザワ
副部会長(総務委員長)	阿部 美千	(株)神戸ダイハツ
副部会長	竹口 正子	(有)大徳屋長久
	倉田 智子	(有)洋久屋燃設
	永戸 陽子	サンモーター(株)
	小菅 まみ	(有)小菅金物
	山内百合子	(有)山内建設
税制委員長	杉野恵美子	杉野工業(株)
研修委員長	芝 信子	(宗)椿大神社椿会館
組織委員長	向井なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
厚生委員長	太田 淳子	(株)太田コンクリート
広報委員長	服部千賀子	(有)服部ふとん店
神戸支部長	清水 映美	(有)ティス
東部支部長	杉浦 京子	丸松運送(有)
玉垣支部長	杉本美音理	(有)豊和精機
白子支部長	伊藤みゆき	(有)メディカルワイター
平田支部長	田口 信子	(有)田口製作所
西部・鈴峰支部長	岡田恵美子	三恵工業(株)
亀山支部長	長田美恵子	(株)長田建材店

租税教室

亀山南小学校へ阿部さんと二人で租税教室に伺いました。

事前に練習を重ねました。

小学生に分かりやすく伝えられるか、興味を持ってもらえるか、言葉も選び黒板に貼るボードも説明書に合わせてタイミング良く貼る事等意外に難しいものです。

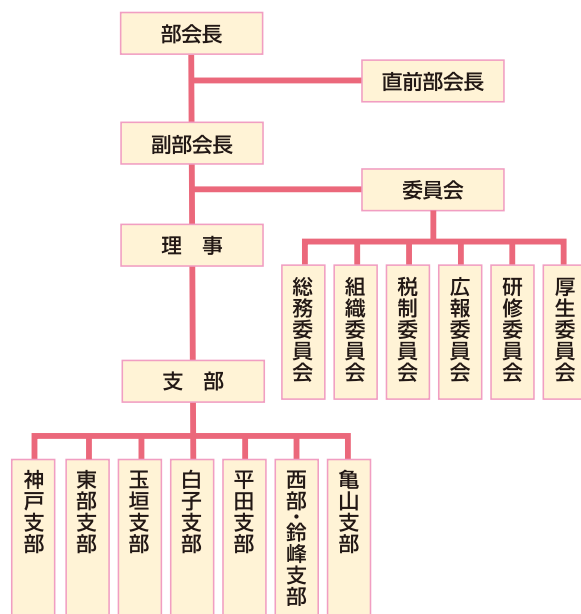
小学生が反応の良い発表をしてくれると、とても助かります。やはり小さい頃から税の大切さを勉強しておく事は大切だと気づかされました。

とても気さくな校長先生で助かりました。

(服部千賀子)



女性部会 組織図



# 令和2年度 事業計画

(令和2年3月26日 理事会書面決議)

## 基本方針

鈴鹿法人会は、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会へのより一層の公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開する。このためには、会員以外にも活動への参加を求めていく。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては、原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら会員確保及び財政の健全化に力を入れるとともに、地域の活性化に配慮しつつ以下の事業に取り組む。

さらには、「電子申告」についても税務当局と連携しながら、更なる普及推進に努める。

## 事業活動

### 1. 税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業

一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する税制関連の研修・行事等の充実に図り、有益な資料を作成する等により適切な広報を実施する。

「税を考える週間行事」の一環としている親子税金クイズ・映画鑑賞会は当法人会のメイン行事として実施するとともに、青年部会および女性部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

特に、小学生を対象とした租税教室は、青年部会が制作したパワーポイント等を活用し、今後も女性部会と連携し、一層推進していく。

また、会員企業の税務コンプライアンス向上のため、公益財団法人全国法人会総連合が作成した「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」に基づき、会員自らが自主点検を行う。

広報活動は、法人会の知名度向上のため会員はもとより、会員外にも法人会活動の周知、加入勧奨のための広報を充実させるとともに、税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の広報活動を積極的に行う。

ホームページ並びに広報誌による事業活動報告、事業計画等の発信。

特に広報誌「すずかめ」は、会員はもとより会員外にも手軽に見ただけのよう第9号から表紙を含め掲載内容についても大幅に改定し、より親しみのある内容を取入れている。

また、引き続き市の施設、金融機関およびCNSに依頼して「すずかめ」を配置し、会員外の方にも目に付くようにしている。なお、本年も2回発行する。

(主な事業計画)

支部および部会の税務研修会、新設法人説明会(令和2年5月14日)、親子税金クイズと映画鑑賞会(令和2年11月8日)、小学生・中学生を対象にした学校での「租税教室」、夏休み親子映画鑑賞会(令和2年8月30日)、「税に関する絵はがきコンクール」の募集と表彰式(令和2年11月15日)

### 2. 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

地域経済の担い手である企業全般の活性化に資する税制を始め、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めることとし、税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。

(主な事業計画)

地元国会議員・市長・市議会議員への要望活動、全国大会(岩手)、全国青年の集い(鳥根)、全国女性フォーラム(愛媛)、東海大会(三重)、三重県法人会連合会青年部会連絡協議会情報交換会(松阪)、三重県法人会連合会女性部会連絡協議会情報交換会(鈴鹿)

### 3. 地域企業及び地域社会への貢献に関する事業

各地域における経済社会環境(地球温暖化問題)の改善、活性化に資する事業の実施または支援を行う。

電力供給不足等に対応するため、引き続き女性部会において節電対策「いちごプロジェクト」(家庭における使用電力の削減運動)の環境活動に取り組む。

(主な事業計画)

親子バスツアー(施設見学)、温暖化防止対策活動(鈴鹿市主催)への参加、全日本エコドライブチャンピオンシップ(全日本学生自動車連盟主催)、鈴鹿ジュニアバレーボール大会の協賛、特別養護老人ホーム慰問及び車椅子と寄せ植え等の贈呈、支部教養・健康セミナー、支部・部会の施設見学

### 4. 法人会員の福利厚生に関する事業

法人会の福利厚生制度を取巻く環境は厳しい状況が続いており、引き続き取り扱い3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の一層の推進を図り財政基盤の安定化に努める。取り扱い3社との諸施策に積極的に協力し、福利厚生制度の円滑な運営を目指して推進活動を展開する。

また、会員企業の経営者、従業員、家族を対象とした(財)全日本労働福祉協会三重県支部による、生活習慣病検診を実施する。(令和2年9月及び令和3年3月)

### 5. 会員の交流に資するための事業

法人会組織を今後も存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持を図るため、法人会員数確保を目指す諸施策を実施する。

役員の率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

(主な事業計画)

定時総会後の情報交換会、理事会後の懇親会、女性部会理事会後の懇親会、新春講演会後の懇親会、支部・部会による施設見学と税務研修、支部ゴルフコンペ、支部ボウリング大会

# 令和2年度 収支予算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	元年度	科 目	元年度
<b>I 一般正味財産増減の部</b>		管理費	3,670,776
		役員報酬	255,840
<b>1 経常増減の部</b>		給料手当	298,940
(1) 経常収益		退職給付費用	22,944
基本財産運用益	500	福利厚生費	73,800
基本財産受取利息	500	会議費	1,900,000
特定資産運用益	550	旅費交通費	10,000
特定資産受取利息	550	通信運搬費	250,000
受取会費	12,300,000	減価償却費	529
正会員受取会費	12,238,800	消耗什器備品費	0
賛助会員受取会費	61,200	消耗品費	40,000
事業収益	350,000	修繕費	1,400
研修事業収益	110,000	印刷製本費	150,000
広報事業収益	100,000	燃料費	0
福利厚生事業収益	140,000	賃借料	191,060
受取補助金等	9,933,700	租税公課	0
受取県連補助金	454,000	支払負担金	110,000
受取全法連補助金	350,000	委託費	10,000
受取全法連助成金振替額	9,129,700	会場費	100,000
受取負担金	1,700,000	渉外慶弔費	30,000
青年・女性部会受取負担金	1,050,000	表彰費	150,000
負担金収入	650,000	リース料	23,813
雑収益	200,000	保険料	2,450
雑収益	200,000	支払手数料	10,000
<b>経常収益計</b>	<b>24,484,750</b>	新聞図書費	0
(2) 経常費用		雑費	40,000
事業費	20,521,399	管 理 費 合 計	<b>3,670,776</b>
役員報酬	2,864,160	<b>経常費用計</b>	<b>24,192,175</b>
給料手当	3,346,660	評価損益等調整前当期経常増減額	292,575
退職給付費用	256,856	評価損益等計	0
福利厚生費	826,200	<b>当期経常増減額</b>	<b>292,575</b>
会議費	2,700,000	<b>2 経常外増減の部</b>	
旅費交通費	1,972,500	(1) 経常外収益	0
通信運搬費	1,000,000	退職給与引当金取崩益	0
減価償却費	5,922	<b>経常外収益計</b>	0
消耗什器備品費	0	(2) 経常外費用	0
消耗品費	1,000,000	経常外費用計	0
修繕費	15,000	当期経常外増減額	0
印刷製本費	1,600,000	<b>税引前当期一般正味財産増減額</b>	<b>292,575</b>
燃料費	0	法人税、住民税及び事業税	80,000
賃借料	2,138,940	<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>212,575</b>
保険料	36,300	一般正味財産期首残高	17,318,031
租税公課	12,000	一般正味財産期末残高	17,530,606
支払負担金	730,000	<b>II 指定正味財産増減の部</b>	
委託費	1,300,000	受取補助金等	0
表彰費	0	受取全法連助成金	9,129,700
会場費	150,000	一般正味財産への振替額	-9,129,700
広告宣伝費	33,000	<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>
支払助成金	100,000	指定正味財産期首残高	0
リース料	266,587	指定正味財産期末残高	0
諸謝金	37,274	<b>III 基金増減の部</b>	
支払手数料	100,000	当期基金増減額	0
新聞図書費	0	基金期首残高	0
雑費	30,000	基金期末残高	0
<b>事業費合計</b>	<b>20,521,399</b>	<b>IV 正味財産期末残高</b>	<b>17,530,606</b>

# 令和元年度 正味財産増減計算書

平成31年 4月 1日から令和2年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	元年度	科 目	元年度
I 一般正味財産増減の部		管理費	3,220,897
1. 経常増減の部		役員報酬	255,840
(1) 経常収益		給料手当	237,129
基本財産運用益	500	退職給付費用	39,212
基本財産受取利息	500	福利厚生費	86,861
特定資産運用益	481	会議費	1,497,015
特定資産受取利息	481	旅費交通費	7,760
受取会費	12,484,300	通信運搬費	253,684
正会員受取会費	12,421,900	減価償却費	528
賛助会員受取会費	62,400	消耗什器備品費	0
事業収益	461,017	消耗品費	26,821
研修事業収益	113,500	修繕費	442
広報事業収益	100,000	印刷製本費	139,520
福利厚生事業収益	247,517	燃料費	328
会員親睦事業収益	0	賃借料	208,580
受取補助金等	9,843,400	保険料	2,134
受取県連補助金	603,000	租税公課	590
受取全法連助成金	350,000	支払負担金	109,356
受取全法連助成金振替額	8,890,400	委託費	9,688
受取負担金	1,796,798	会場費	108,340
受取負担金	704,798	渉外慶弔費	17,600
青年・女性部会受取負担金	1,092,000	表彰費	145,800
雑収益	525,388	リース料	23,803
受取利息	2	支払手数料	6,493
雑収益	525,386	新聞図書費	0
経常収益計	25,111,884	雑費	43,373
(2) 経常費用		経常費用計	20,820,054
事業費	17,599,157	評価損益等調整前当期経常増減額	4,291,830
役員報酬	2,864,160	当期経常増減額	4,291,830
給料手当	2,654,691	2. 経常外増減の部	
退職給付費用	438,988	(1) 経常外収益	29,999
福利厚生費	972,422	固定資産売却益	29,999
会議費	1,109,902	(2) 経常外費用	0
旅費交通費	1,154,585	固定資産減損損失	0
通信運搬費	935,834	什器備品減損損失	0
減価償却費	5,923	当期経常外増減額	0
消耗什器備品費	0	他会計振替額	0
消耗品費	1,037,262	税引前当期一般正味財産増減額	4,321,829
修繕費	4,958	法人税、住民税及び事業税	80,000
印刷製本費	1,458,834	当期一般正味財産増減額	4,241,829
燃料費	3,672	一般正味財産期首残高	13,931,723
賃借料	2,335,084	一般正味財産期末残高	18,173,552
保険料	32,792	II 指定正味財産増減の部	
諸謝金	27,274	受取補助金等	8,890,400
租税公課	18,010	受取全法連助成金	8,890,400
支払負担金	714,194	一般正味財産への振替額	-8,890,400
支払助成金	100,000	一般正味財産への振替額	-8,890,400
委託費	1,144,628	III 基金増減の部	0
会場費	156,042	基金受入額	0
広告宣伝費	33,000	基金返還額	0
リース料	266,488	基金期首残高	0
支払手数料	88,178	基金期末残高	0
雑費	42,236	IV 正味財産期末残高	18,173,552

三重県下8法人会から提案された税制改正要望事項を取りまとめ全国法人会総連合に要望しました。

# 令和3年度税制改正要望事項

## 国税関係

### I 法人税関係

#### 1. 法人税率の引き下げ

諸外国に比べわが国は、法人基本税率23.2%に加え法人住民税と法人事業税と企業にとって重い負担がある。

法人実効税率は外国企業が日本に投資する際の重要な判断材料であるため、実効税率を20%程度に引き下げられたい。

#### 2. 中小法人に対する特例

軽減税率の適用所得限度額を1,500万円(現行:800万円)に引き上げられたい。

また、時限措置として、年800万円以下の金額に対する法人税の減額税率を現行の15%から11%まで引き下げられたい。

#### 3. 同族会社の留保金課税の廃止について

(1) 特定同族会社の留保金課税制度について、資本金1億円以下の中小企業は適用除外となっているが、留保金課税制度は企業の自己資本の充実を阻害するものであり、制度を廃止されたい。

(2) 資本金1億円以下の中小法人(大法人の子法人を除く)が適用除外となっているが、資本関係があれども、独立した法人である以上、競争力の低下を招きかねないので、大法人の子会社であっても資本金1億円以下の法人は全て適用除外とすることが望ましいと考える。

#### 4. 減価償却制度

(1) 減価償却制度の改善について

急速な技術革新による陳腐化、激しい国際競争、低下する企業の競争力等に配慮し、欧米諸国の実態も参考に全般的な見直しを行い、現状に即した耐用年数に改められたい。

(2) パソコンおよびソフトウェアについての耐用年数を大幅に短縮し、取得価額100万円未満のものについては、一括償却できるようにされたい。

(3) 建物・建物付属設備・構築物の減価償却方法について 建物については、現行新規取得したものに限り定額法に基づく償却とされているが、投下資本の早期回収、実勢価格により近い財務諸表表示など会計学理論上からもすぐれた定率法による償却方法との選択とされたい。

また、建物付属設備・構築物についても、同様の取り扱いにされたい。

#### 5. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

少額減価償却資産の特例について、上限300万円を撤廃し、一括損金算入を認めるよう制度の定着化を図られたい。

#### 6. 研究開発費税制等の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等については、法人税額の40%(現行:25%)に引き上げられたい。

#### 7. 交際費課税

中小企業の交際費の取扱いは、800万円までが損金算入となっているが、中小企業の活性化を促すためにも全額損金算入とされたい。

全額損金算入が困難ならば、現行の特例措置の定着化を図られたい。

#### 8. 繰越欠損金の損金不算入等

青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の繰越控除を15年間(現行:10年間)に延長されたい。

#### 9. 退職給与引当金繰入額・賞与引当金の損金算入制度の復活

税負担の平準化を損なわないため、期間費用である退職給与引当金繰入額は、発生事業年度での損金算入を認められたい。

また、賞与引当金についても損金算入を認められたい。

## 10. 役員給与等について

役員給与が損金算入となる場合と損金不算入となる場合について課税庁はその取扱いを公表している。

しかし、大企業における業績連動給与については、経営者の手腕が大きく影響することから、同族法人を除く全ての法人に適用すべきである。

なお、中小企業においては、景気に業績が大きく影響することから定期同額給与制度の要件を緩和されたい。

また、使用人に対する決算賞与の損金算入の要件についても要件を緩和されたい。

## 11. 配当金について

すべての株式等（現行：完全子会社株式等及び株式等保有割合3分の1超）の配当について、益金不算入割合を100%にすべきである。

## 12. 確定申告書の提出期限

会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出及び納付の期限を、事業年度終了後3ヶ月以内（現行：2ヶ月以内）とされたい。

## 13. 電話加入権

携帯電話等の普及により、加入権の財産としての価値が著しく低下している。

既計上分も含め損金化できる措置を講じられたい。

# II 所得税関係

## 1. 所得控除等

現行の各種所得控除の整理・合理化を図り、解り易い制度に見直されたい。

## 2. 源泉所得税の納期

源泉所得税の各月の納付期限については、長期休暇等の特殊事情及び週休2日制の普及を考慮して、翌月20日（現行：翌月10日）とすること。

なお、納期の特例は、常時使用する者を20名未満（現行：10名未満）に拡大されたい。

# III 相続税関係

## 1. 相続税

### (1) 事業承継

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の改正で大幅に条件が緩和されたが、期限の緩和も含めさらに使い易く解り易くされたい。

また、中小企業の実態を考慮のうえ将来的には相続税の廃止も検討されたい。

### (2) その他

①相続税の最高税率（現行：55%）を40%台に引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

また、基礎控除額（現行：3,000万円+600万円×法定相続人の数）を従来（5,000万円+1,000万円×法定相続人の数）に戻されたい。

### ②贈与財産の加算制度

相続開始前3年以内の贈与財産加算制度を廃止されたい。

## 2. 贈与税

(1) 基礎控除消費拡大に寄与するよう贈与税の基礎控除額を300万円（現行：110万円）に引き上げられたい。

(2) 贈与税の最高税率（現行：55%）を引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

# IV 間接税関係

## 1. 消費税

(1) 消費税の確定申告書の提出期限は、個人と同様の事業年度終了後3ヶ月以内（現行：2ヶ月以内）とされたい。

(2) 提出期限が適用課税期間の開始の日の前日までとされている諸届出書について、予想外の事態が発生した場合は、提出期限を課税期間の末日までとされたい。

また、提出期限が休日の場合は翌日までとされたい。

### (3) 基準期間の廃止について

納税義務及び簡易課税制度の判定は、特に零細業者等においては、課税売上高が1,000万円を下回り益税となるなど不合理な現象が生じている。

よって、前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の基準課税期間は不合理であり廃止し、すべての事業者を課税事業者として取扱うこと。

#### (4) 納税義務者の判定基準について

基準期間の売上高については、税込金額により判定されているが、免税事業者であっても消費税の転嫁は当然に認められており、判定は税抜き金額によって判定するよう改正されたい。

#### (5) 中小企業を守るため、売価が固定されても下請け業者や中小企業の利益が減らないよう、また、小売業（一般消費者に対して）についても税額が個別に常に理解できるよう、内税ではなくはっきりと外税表示とされたい。

外税表示に統一が困難であれば、消費税転嫁対策特別措置法（現行：令和3年3月31日まで）を恒久化されたい。

#### (6) 消費税軽減税率について

##### ① 消費税の増税に伴う逆進性への対応として、軽減税率が導入された。

事業者への負担が大きく、税制の簡素化・税収確保の観点から軽減税率導入には反対である。

単一税率を維持されたい。

##### ② 軽減税率導入の廃止が困難ならば、企業への負担を最大限考慮していただきたい。

### 2. 印紙税関係

同じ目的の文書でありながら、紙面によるものとIT上によるものとで課税の可否が分かれているのは不合理である。

よって、印紙税を廃止されたい。

### 3. 揮発油税関係

現在揮発油には、揮発油税、地方道路税、消費税が課されており三重課税となっているので是正されたい。

## V その他

### 1. 法定外資料の提出について

必要なものには提出を義務づけ、それ以外のものは提出を求めないよう見直していただきたい。

### 2. 被災代替資産の特別償却について

被災代替資産の特別償却には、新品である建物、構築

物、機械装置、船舶、航空機、車両となっているが、資金等の関係から中古の資産を取得する場合も多く、中古資産も償却対象とされたい。

## 3. 税制全般について

税法は不公平が生じることがないように中立性も求められていることから、政策においても、「公平・透明・納得」を基本として国民からの理解が得られるよう努めなければならない。

また、日本の税制度はきわめて複雑なため、単純・明解なものにすべきであり、分かり易く簡単な仕組みが望ましい。

なお、税の用途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

## 地方税

### I 法人関係

#### 1. 超過金制度の廃止

地方税の中で、法人を対象とした市町村民税の超過金制度が導入され、恒久的に実施されている。

課税の公平を欠く安易な対応であり、速やかに廃止されたい。

#### 2. 償却資産税

償却資産税の免税額を300万円（現行：150万円）に引き上げるとともに償却資産の賦課期日（現行：毎年1月1日）を決算期末とし、申告期限（現行：1月31日）については、法人住民税の申告期限と同一にされたい。

また、国税同様取得価額を30万円以下の償却資産については、課税対象から除外されたい。

#### 3. 中小企業用地の評価

中小企業用地の固定資産税については、農地や小規模住宅用地のような軽減措置を図られたい。

#### 4. 法人住民税

資本金1,000万円以下の中小法人については、資本金等の区分をさらに細分化し、法人住民税の均等割の軽減を図りたい。

また、法人市民税における従業員50人超の資本金別格差が大きすぎるので段階的に緩和されたい。

## II 個人関係

### 1. 特別徴収の個人住民税の納付

給与から源泉する住民税(特別徴収)は、各自治体ごとに納付しなければならない。

本店等の自治体で一括納付と改善されたい。

## III 法人・個人関係

### 1. 地方税の純損失の繰越還付

所得税法及び法人税法では、純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、地方税法に規定されていない。国税との整合性を図るべきである。

### 2. 固定資産税

(1) 固定資産税においては、不透明なことが多いため抜本的に見直されたい。

また、収益性や換価価値などを考慮した実勢価額をより反映した評価方式に改められたい。

(2) 建物の固定資産評価額は、耐用年数を経過したにも関わらず依然として課税されている。

償却計算年数を耐用年数に是正すべきである。

(3) 償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではなく、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から加えて、国内経済活性化の観点からも廃止すべきである。

廃止が困難であれば、大幅な軽減を求める。

(4) 現行: 動産及び不動産は、稼働の有無にかかわらず課税される。

しかし、稼働していない動産及び不動産を所有者が売却等を行っても、買い手がいないなど困難な場合がある。

稼働していない動産及び不動産には実情に伴い対策を講じられたい。

### 3. 事業所税

(1) 事業所税は、企業が大都市に集中することによりインフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。現在の大都市は都市機能が整備され、多くの事業所が集中しても円滑な企業活動が可能となっており、また、企業の地方分散化が進み、創設目的は概ね達成されている。

事業所税の課税標準は床面積(資産割)と給与総額(従業者割)であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。

市町村合併により中小企業等に予定外の税負担を課すことから、廃止すべきである。

(2) 地域や人口により、①本来の固定資産税、②都市計画税、③事業所税が課税されるが、②と③は二重課税となっているため、③を課税するのであれば②は減額すべきである。

### 4. 地方税の申告書・納付書

住民税の申告書・納付書の書式が市町村で異なることから、統一されたい。全国統一の書式が困難ならば、県単位において統一されたい。

また、地方税の電子申告(eLTAX)の普及を推進し、利便性を高められたい。

### 5. 軽油引取税(県税)

(1) 暫定税率については、道路特定財源として徴収されていたが、一般財源化された時点で徴収根拠が無い。

よって、速やかに廃止されたい。

(2) 免税申請について、業種、業態で課税の取扱いが違い、申請手続きも複雑であるため、もっと、解りやすく簡素にすべきである。

明確でない区分については速やかに廃止されたい。

### 6. 目的税(県税)

安易に目的税を創設しないでいただきたい。

目的税を創設する必要があるのであれば、趣旨・用途を厳選したうえで納得できるものとされたい。



# 国税に関する一般的なご相談は 電話相談センターへ

電話相談センターでは、税務に精通した国税局の職員がお答えします。

## Step 1

お近くの税務署へ電話をかけます

(受付8:30~17:00 土、日、祝日及び年末年始を除く)

※電話番号は裏面をご覧ください

## Step 2

音声案内に従い **1** 番を選択

**1** 電話相談センター

**2** 税務署からのお尋ね・税務署での面接相談等

**3** 消費税の軽減税率制度についてのご相談等 (専用ダイヤルを設けて受け付けています。電話番号は裏面をご覧ください。)

(注) 所得税等の確定申告期は、**0** 番に確定申告に関するご相談等が追加されます。



## Step 3

音声案内に従い相談内容を選択

**1** 所得税

**2** 源泉所得税・年末調整・支払調書

**3** 譲渡所得・相続税・贈与税・財産の評価

**4** 法人税

**5** 消費税・印紙税

**6** その他

〈税務署での面接相談は、**事前予約**が必要です〉

税務署では、納税者の皆様をお待たせしないよう、**面接相談の事前予約制**を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容(具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など)については、所轄の税務署において面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。

予約の際、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。

名古屋国税局・税務署

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

## 1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

### 特例の概要

- ▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
  - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
  - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷担保は不要。
- ▷延滞税は免除。

### 【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

## 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

## 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

### 新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備  
 （対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

### 【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

## 4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

### 適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合  
 （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。  
 ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月  
 ▷個人：課税期間の翌年の3月末  
 （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません**。

### 【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

### 5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

### 【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

### 6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

#### 適用要件

- ▷対象資産に、**事業用家屋と構築物**を追加
  - ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
  - ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
- ※事業用家屋・構築物ともに、**中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの**
- ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

### 7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

### 8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

#### 適用要件

#### (1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置

**（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）**

- ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと

#### (2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）

- ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること
- ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

### 9 その他の項目

#### ・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

#### ・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

#### ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



～ナイロンザイル事件と石岡繁雄～

## その1 山に魅せられた者たち

旧制神戸中学山岳部と岩稜会

エッセイスト 福島 礼子

朝日新聞に『氷壁』の連載が始まったのは昭和31年11月のこと。ベストセラー小説となり、映画化ドラマ化とあいづき、空前の登山ブームを呼んだ。この『氷壁』のモデルが、戦後まもなくの三重県立神戸中学(現在の県立神戸高校)の山岳部が母体となった岩稜会であることを知る人は少ない。

ナイロンザイル事件は、地方の山岳会が消費者の安全を無視した企業のあり方と真っ向から闘った空前の出来事だった。地元の私たちはきちんとそれを理解し後世に伝えねばならないと思う。

私がナイロンザイル事件という言葉を知ったのは、父からだった。神戸の町でダイヤモンドというスポーツ店を営む伊藤経男氏と父は仲が良く、その顛末を聞いて私に「岩稜会はすごいんだ」と語ったことに始まる。以来、ナイロンザイル事件という言葉は、ケーブルテレビで番組制作をする私の脳裏にずっとあり続けた。この春やっと念願がかなない30分番組にすることができた。この原稿はその際の取材や資料の中で聞き取り知ったことを元に綴っている。

大企業と世論という冬山との戦いに似たナイロンザイル事件。実はその前に、芽吹き春山から新緑の夏山に登るような時期が神戸中学校の山岳部にはあった。まずその時期と彼等のめざましい活躍を今回は語りたい。

石岡繁雄氏は、大正7年アメリカサクラメントに生まれた。旧制八高・名古屋帝国大学工学部を繰り上げ卒業後、海軍技術士官として四日市海軍燃料廠に勤務、終戦後旧制神戸中学の物理教師となった。石岡氏は無類の酒好きで旧制八高の友は彼のことを酒の神様「バックス」とよび、彼自身は「馬鹿の複数です」といって笑っていた。

石岡氏が旧制神戸中学に赴任したのは戦後まもなくの事だった。世の中が食べることにやっとで、方向が見えない当時を彼はこう記録している。

「生徒はといえば昨日まで戦争に勝つのだと旋盤を回していたのが、さあ戦争は終わったといって教室につれ戻され、ノートも鉛筆もなく、もとより前途に何の希望も無く、どんよりとした目つきで机に向かっていただけであった。また海軍兵学校とか予科練にいった者が次々と復員してくるので、生徒の数が毎日のように増えたが、これらの生徒は軍服に長靴という姿で、授業にさっぱり落ち着きがなかった」と。

そこで石岡氏は生徒の気持ちをやわらげようと、八高山岳

部での体験を前置きにして授業をすることにした。そうでもしなければ物理の授業は生徒には興味のわかない難しいお題目に聞こえたことだろう。

山の話は生徒の目に少しずつ精気をとりもどさせた。そうしたある日、一人の生徒が神中に山岳部をつくってほしいとやってきた。何度も来る生徒に石岡は応えることにしたものの、入部者はあるはずがないと思っていたが、予測に反して希望者が連日押しかけた。テニスのラケットや野球のボールなどなかった時代だからこそ、すぐれた運動神経の持ち主が入部した。もう少し山岳部の誕生が遅かったら、きっとテニス部や野球部に彼等が入っていたらと石岡氏は回想している。

鈴鹿市の西を走る鈴鹿山系は、藤内壁を持つ御在所岳を筆頭に、セブンマウンテンとして今も登山家に人気をよんでいる。こうして鈴鹿山系をホームグラウンドとする山岳部が旧制神戸中学校に誕生した。



初めての冬山合宿(宮妻峽にて)

部員14人が宮妻峽に初登山した際の写真が残っていた。着古した父親の背広の上着を着ている者がいる。学生服や国民服の者、普段着のまま、あり合わせの格好だ。帽子も学生帽あり軍帽あり飛行帽ありの寄せ集め。リュックときたら南京袋を改造した者や、子供用リュックを四つも背と両手に持った生徒がいる。不揃いの姿で、河川敷を一行に進みながら皆カメラを見つめている。今のようにピースとポーズをとる者もなく笑ってすらいない。新しい時代に皆が、おずおずと歩きだした時代だったのだ。

部員たちは登山に熱中し土曜日となれば鈴鹿の山に出かけテントで二泊して、そのまま月曜日の朝、学校に直行したという。それほど登山は彼等の心をわしづかみにした。

神中山岳部に所属していた数人から、当時のことを聞いた。皆そろって口にするのは、元来田舎育ちで、山登りの訓

練や体力作りはお手のもの、楽しくて夢中になったが、なによりも苦勞したのは装備の準備だった。結局あり合わせや手作り始めたリュックは、「鈴鹿テント」に話を持ち込んでテントの材料で作ってもらった。飯ごうも入る大型リュックで、横に大きなポッケのついた特注だった。

また登山靴が自由に手に入るわけではなく、地下足袋が疲れず岩肌にも最適とわかった時は、皆が地下足袋を手に入れることに奔走した。貴重品であったゆえ苦勞の末に入手した者は、嬉しさから抱いて寝たという。くず屋で廃棄された地下足袋の入った南京袋を見つけ、仲間と良さそうなものを探した時期が懐かしいと語ってくれた。

部員は山登りに熱中した。装具もあり合わせで食料を分けあった山行きだったが、運動神経のすぐれた者が互いに技を研究し磨きあった。御在所岳の岩場に毎週のように出かけ、平日は近くの神戸城址で訓練し、冬の鎌尾根や穂高での合宿とわずか一年のあいだに彼等は技術を磨き経験を積んだ。生徒たちの技術の向上を石岡氏は驚嘆し、こう記述している。

「彼等は私が八校山岳部時代、登攀の可能性など夢にも考えられなかった場所を、次から次へとハーケン(くさび状の



穂高屏風岩

金具)も打たずに登った。岩場の入口に5メートルほどの一枚岩があり、テストストーンと名付けた。私は登るのがやっとなが、生徒たちは重いザックを背負って登る。ついには手ばなしで登る者が現れた」。

そして遂に昭和22年、登山家の誰もがあこがれ、無理と思われる

れていた穂高の屏風岩正面岩壁を初めて登ることに成功したのである。屏風岩といえば垂直に近い切り立った岩場で、名だたる登山隊が幾度も挑戦してもかなわなかった難所だ。日本中の誰もが中学の山岳部が成し遂げた快挙に驚き賞賛の声を上げた。同じルートの屏風岩第2登は10年後となっている。それほど穂高の屏風岩を正面から登ることは難しいことだったのである。石岡氏はこの成功は、当時の山岳部がほとんど神戸中全校生徒の中から選ばれた運動能力抜群の精鋭だったからと語っている。

昭和21年春になると、神戸中学山岳部で最上級生だった者が卒業した。卒業生の中には20歳になる者もいて、神戸中学の山岳部とは一緒に活動できず、なりゆきで石岡氏が会長をする「岩稜会」ができた。名称は八高山岳部の「山稜会」に



神中山岳部(神戸城址にて:前列左から5人目 石岡繁雄氏)

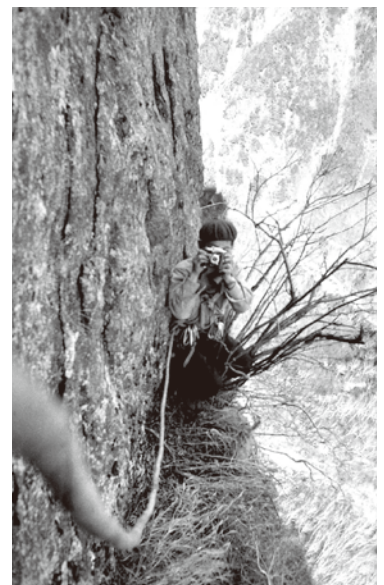
ちなんだものだった。会員が40名という大所帯で、三重大学の学生や他で活躍する者も入会し、大学の山岳部をはるかに越える技量を持った者があつまった。岩稜会の登山技術の質の高さと困難な山に挑戦するハードな活動は山岳会でも有名となり、山で彼等の「アラヨー」という独特の声がかきこえると、ああ岩稜会がきているんだと誰もがわかったという。

その実力は実際に登り、登山家の目線で写真を撮りルートや難易度を紹介した山の名著『穂高の岩場1・2』に結実している。昭和35年発刊のこの2冊は岩稜会の会員にとって彼等の仕事の集大成ともいえるべき書物だ。私は取材のために幾人かの会員の家を訪れたが、書棚には必ずこの本があり、また内容を語る彼等の言葉も表情も特別なトーンがあった。

写真を見ると垂直に近い岩場に生えたひとかたまりの草、その上にちょこんと座りながらカメラを構えている。とてもそんな場所で平然とシャッターを押すなど普通では考えられない状況だ。しかし嬉々として撮影しているように見える。きっと彼等はこんな調子で、傾斜や足場の悪さなどもとせずルートを探し記録し作業を進めていったに違いない。『穂高の岩場』は登山者の最高のガイド本となった。

旧制神中での山岳部の誕生から屏風岩正面岩壁の初登攀、そして岩稜会と力量の結晶である『穂高の岩場』。このめざましい活躍の最中の昭和30年1月に石岡繁雄氏の弟が前穂高東壁で滑落し亡くなった。その時から原因究明の長い厳しい闘いが始まる事になる。ナイロンザイル事件はそれを語るにふさわしい次の冬号で伝えたい。

(続く)



『穂高の岩場』作成時の一コマ

歴史 名所 史跡

住職:青木 啓文  
住所:鈴鹿市石薬師町1840番地  
電話:059-374-1398  
E-mail:ishiho@mecha.ne.jp



由緒

開基(創建)は室町時代の永正年中(1504~1520年)で、開祖は松翁と伝えられている。浄福寺の寺号は、真宗高田派本山から延寶7年8月25日(1679年)に下附されている。本尊は阿弥陀如来立像である。



信綱歌軸装 浄福寺蔵

ひところ 浄く福くと みほとけの  
まもらす 御寺 とはにさかえ む  
源信綱

《意味》人々の心が浄くあり、幸せが来るように御仏が  
守っておられるこの浄福寺は、きっと永く栄えることであろう  
《注》「源信綱」の署名は佐佐木家の遠祖が近江源氏の出であることによる。

当寺は佐佐木家累代の菩提寺であり、山門沿いに佐佐木弘綱翁(信綱の父)の記念碑が、地域の先人達により建立されている。弘綱翁の命日に因んで毎年6月25日(後に農繁期を避けて10月25日に変更する)には、地域の代表者と石薬師小学校児童が全員参加して、盛大に碑前祭が行われていた。



浄福寺墓地には佐佐木家累代のお墓がある。信綱先生のお墓の隣には、篤志家が建てられた「夏は来ぬ」の歌碑と卯の花が植栽されている。



当寺は終戦後、地域福祉の増進を図るため地元の皆様方のご要望をうけ昭和27年3月に石薬師愛児園を境内に開園する。その後昭和45年4月には、社会福祉法人「愛児の会」を創設、保育園を設置経営することにより、地域の子育て支援センターとしての機能を担い、地域社会の向上にも努めている。

## ルールとモラルの融合運転

レースは多くのルールに基づいて運営されています。マシンの改造範囲や選手の安全装備、走行中の順守事項など、事細かにルール付けられています。また一方で、文字で箇条書きにどうしてもできないルールやモラルもあります。

それは、争うあまり接触したドライバー同士が、どういった経緯でその接触に至ったのか?ということが善悪の判断を分ける事にもなるからですが、いくら自分が少し前にいたからと言って、それまでにぐいぐい追い着かれての事であれば、その際どちらが少し前にいたかという事は大して優先要素ではなくなってきたりします。

同様に交通ルールも全てが法律で文章化できる訳ではありません。

世界各地でレースをしてくると、街の運転を通してその国の国民性なども浮き彫りになってきますが、「気持ちよく運転できる」というのは「決まり」で作る事はできず、むしろ「気持ち」の部分が必要になってくるように思います。この「気持ち」の部分では、我が国はまだまだ後進国であると言わざるを得ないような気がしますね。「登り坂の手前では、トラックに十分な助走を着けさせてあげる…」とか「速いクルマにはさっさと進路を譲る」とか、こういった事も欧米では常識的に行われています。

人と人とは対面すると相手を尊重した言葉や態度をとるのに、なぜクルマという箱の中に入ると「自分は違反をしていないのだから相手のことは知らないよ…」などと、思いやりがなくなるのでしょうか?

たとえ鉄の箱の中にも、相手を気づかうことで自分の気分も良くなりたいものですね。



お互いのテクニックを信頼してこそその接近戦



かめやま

# 家庭で楽しい食育レシピ



## 餃子の皮を使った簡単ピザ

### 材料(2人分)

〈ピザソース〉

- A [ ● トマト水煮缶(カットタイプ)…1/3缶(150g)  
● オリーブ油……………大さじ1
- B [ ● 乾燥バジル(あれば)……………少々  
● ガーリックパウダー(チューブも可)……………少々

〈餃子ピザ〉

- 焼くときの油……………少々  
● 餃子の皮……………適宜
- 〈トッピング〉
- チーズ、ツナ、コーン、ベーコンなど(お好み)…適宜

### 作り方

〈ピザソース〉

- ①鍋にAを入れ20分ほど弱火で煮詰める。  
時々かき混ぜ、Bを入れる。

〈餃子ピザ〉

- ②フライパンを温め、油をしき、餃子の皮を入れ、上記のピザソースをのせ、トッピングを上のにせてふたをして焼く。トッピングの一番上は、チーズにする。チーズが溶け、皮の周囲がパリパリになったらできあがり。

レシピ作成・監修 皇學館大学 駒田聡子 博士(医学) 発行 亀山市教育委員会事務局 生涯学習課

## パズル・数独

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

ルール①

まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②

タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

(※答えはP.28)

9				2	6			7
		1					8	
		8	7					3
	1				3			6
2								4
8			2				7	
	6				9	5		
		7				2		
3			5	6				1

【作者紹介】

株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなど多種多様なパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマホアプリ「スマニコリ」も配信中。

# あおり運転は

道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました！

# 犯罪!! 免許取消!!



3~5年以下の懲役又は  
50~100万円以下の罰金!  
更に免許取消し!

絶対にダメ!!  
車間距離不保持、急ブレーキ、割込み等

三重県警察



鈴鹿法人会会員のみなさまに  
法人会の経営者大型総合保障制度  
**企業保障プラン**

Rタイプ

大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)

「しっかりした保障は必要だ。でも、保険料は安くしたい…」  
そんな経営者の方におすすめの**死亡・所定の高度障がい**に  
対する保障を目的としたシンプルな保険です！

→ 主契約のみ、契約年齢40歳(男性)、保険期間10年、  
団体月払料率(非喫煙者健康体保険料率)の例

**健康体割引特約**※を付加することにより、

なんと！

死亡保険金 **5,000**万円 の保障が…

月々

**8,600**円

※ 保険料は、契約年齢・性別・契約内容等により異なります。

※健康体割引特約は、ご契約時および更新時に付加をお申し出いただき、被保険者さまの健康状態やご年齢、保険金額などが大同生命所定の基準を満たした場合に、特約の付加により保険料を割引くものです。この特約は、原則として、付加されたご契約の更新と同時に自動的に更新されるものではありません。更新時点で上記と同様の基準を満たした場合のみ、更新後のご契約に付加し、健康体割引を適用します。なお、「健康体」とは大同生命所定の基準に該当する被保険者の呼称であり、この基準に該当しない方が健康でないということではありません。

**保険料例**

男性、死亡保険金額5,000万円(主契約のみ)、保険期間10年、団体月払保険料

契約年齢	健康体割引特約を付加しない場合	非喫煙者健康体保険料率適用の場合
30歳	7,050 円	5,750 円
35歳	8,700 円	6,700 円
40歳	11,550 円	8,600 円
45歳	16,000 円	11,650 円
50歳	22,900 円	16,300 円
55歳	34,400 円	24,300 円

◎この制度は、法人会会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げ等のお取扱となる場合があります。

◎この保険には、解約払戻金・満期保険金・配当金はありません。保険期間が満了した時には、所定の範囲で更新され、最長80歳まで保障を継続できます。なお、更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢や保険料率に基づいて計算され、更新前に比べて通常高くなります。

◎この資料の記載内容は、2019年9月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

[引受保険会社]

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

本社(大阪)〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号  
(東京)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号  
大同生命ホームページ <https://www.daido-life.co.jp/>

●お問合せは…

大同生命保険株式会社  
〒510-0074  
四日市市鶴の森1-4-28ユマニテクプラザ4F  
TEL.059-352-2046

E-2019-1410-S(業)①(2019年9月12日)

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の  
ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険  
疾病入院医療費用保険金・  
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る  
医療補償



地震災害の  
リスクをガード

法人会の  
ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険  
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20  
03-6848-8500  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)  
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

三重支店

〒514-0036  
三重県津市丸の内養生町4-1森永三重ビル2F  
TEL.059-226-3911 FAX.059-228-7216  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

# ネット医療相談サービスのご案内

## 病気や身体のことを気軽に 相談できる専門医はいますか?

例えばこのようなとき…



痛みが  
長続きしている



健康診断の結果を  
見てもよくわからない



病院選びの  
基準がわからない



家族の体調が心配

## プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
おひとり様 **月1件のご相談まで無料で**  
利用いただけます。

- 納得いくまで何回でも追加質問できます。\*
- 24時間いつでも相談可能です。  
(回答には3~24時間程度かかります)

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年6月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。  
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。



正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。

社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、約80万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する団体として大きく発揮しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

健全な納税者の団体、よき経営者を目指すものの団体・・・これが法人会です。

## 会員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、ご出席いただく皆様方の健康面、安全面を考え規模を縮小しての開催もしくは中止等となった主な会議等は以下の通りです。

本会：理事会（書面決議）、常任理事会（中止）、第8回定時総会（規模縮小）

青年部会：家族例会（中止）、第8回定時総会（規模縮小）、定例会（中止）

女性部会：理事会（書面決議）、第8回定時総会（規模縮小）、地球温暖化防止啓発活動（中止）

三重県法人会連合会：正副会長会議（書面決議）、理事会（書面決議）、第8回通常総会（書面決議）

第74回東海法人会連合会大会（中止）

また、今後予定されていた行事等について開催が中止と決まった主な会議等は以下の通りです。

本会：理事会

青年部会：親子バスツアー、全日本エコドライブチャンピオンシップ

女性部会：夏休み親子映画会

三重県法人会連合会：正副会長会議、理事会、青年部会情報交換会、女性部会情報交換会

全国法人会総連合：第37回法人会全国大会、第34回法人会青年の集い、第15回法人会全国女性フォーラム

① 初年度会費無料（年会費3,500円～）

③ 無料での税務研修会が受けられます。

② 法人企業に特化した各種保険の

④ 異業種の交流 etc

ご提案《割引制度あり》



# 公益 社団法人 鈴鹿法人会 会員募集

事務局の案内

〒513-0802 三重県鈴鹿市飯野寺家町816（商工会議所ビル3F）

TEL.059-383-7561 FAX.059-383-8445

✉ hojinkai@mecha.ne.jp

<http://suzuka-hojinkai.jp>

ご入会の際に必要な「法人会加入申込書」(PDF)がHPからダウンロードできます。

鈴鹿法人会

検索

### 編集後記

言うまでもなく世界中が新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が停滞し、我々中小企業は、「まさか！」という事態に追い込まれている気がしています。

一日も早い収束を願い、会員企業の皆様に笑顔が戻ることを願っています。

広報委員長 安田克志

9	5	3	8	2	6	4	1	7
6	7	1	9	3	4	8	5	2
4	2	8	7	1	5	6	3	9
7	1	5	4	8	3	9	2	6
2	3	9	6	5	7	1	8	4
8	4	6	2	9	1	3	7	5
1	6	2	3	7	9	5	4	8
5	9	7	1	4	8	2	6	3
3	8	4	5	6	2	7	9	1

【答え】6(5+1)

アフラックは、1983年より  
「法人会福利厚生制度」  
を受託しています。

あなたの一生に寄りそう  
保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、  
自分らしく充実した人生。  
アフラックは、  
そのお手伝いをする存在で  
あり続けます。



 法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

 Aflac

〈引受保険会社〉

**アフラック** 三重支社  
〒510-0074 三重県四日市市鶴の森1-3-23 マストビル鶴の森6F

法人会  
フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の  
募集代理店が行います。



# 色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※  
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

## 経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型V<sup>+</sup>Mタイプ

(大同生命の定期保険+  
AIG損保のベーシック傷害保険)

(大同生命の保険料払込中  
無解約払戻金型)

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

三重支社/  
三重県四日市市鶯の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F)  
TEL 059-352-2046

**AIG** AIG損害保険株式会社

三重支店/  
三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)  
TEL 059-226-3911

- ◎この資料は2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。